
桶川市生活排水処理基本計画

令和8年3月

桶川市

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1.1 計画策定の趣旨.....	1
1.2 計画の位置づけ.....	1
1.3 用語の定義.....	2
第2章 現状把握.....	5
2.1 桶川市の概況.....	5
2.2 生活排水処理の現状.....	17
第3章 基本方針.....	27
3.1 基本理念.....	27
3.2 基本方針.....	27
第4章 目標年度.....	28
第5章 生活排水処理の推計.....	29
5.1 行政区域内人口の推計.....	29
5.2 処理形態別人口の推計.....	30
5.3 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果.....	31
第6章 生活排水等の処理主体.....	32
第7章 生活排水処理基本計画.....	33
7.1 生活排水処理計画.....	33
7.2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画.....	36
7.3 その他.....	37
第8章 循環型社会形成推進地域計画.....	38
8.1 循環型社会形成推進交付金の概要.....	38
8.2 循環型社会形成推進地域計画.....	38

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の趣旨

桶川市生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、廃棄物処理法という)第6条第1項に基づく計画であり、本市では、平成23(2011)年3月に前計画を策定し、目標年度である令和7年度に向けて、生活排水の適正処理を推進してまいりました。

本計画は、平成23(2011)年3月に策定した前計画の計画期間が満了することから、更なる生活環境の向上や河川等の水質を保全することを目的とし、市内の生活排水の処理方法など、生活排水処理に係る基本的な方針を新たに定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

方針を定めるにあたり、本市の行政運営の指針となる桶川市第六次総合計画で掲げている「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」を実現するために、環境行政のマスタープランである「第二次桶川市環境基本計画」及び廃棄物分野の関連計画である「ごみ処理基本計画」とともに、本市の生活排水処理基本計画に関する具体的な施策を定めます。

なお、埼玉県では、県内の生活排水処理設備の整備を計画的に進めていくための指針として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を定めており、本計画は同構想と連携し、生活排水処理の施策を実施していきます。

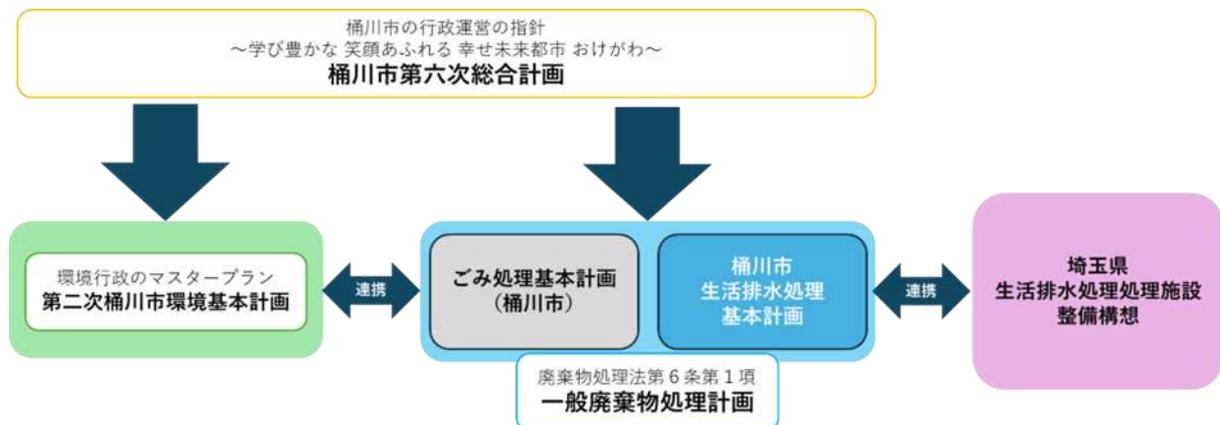


図1-1 計画の位置づけ

1.3 用語の定義

県は、今回の構想の見直しに際し、「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」(令和7(2025)年3月、埼玉県)(以下、「県マニュアル」という。)を提示しました。

本計画は県マニュアルを踏まえて作成することから、基本的な用語は県マニュアルに従うこととしており、主な用語の定義を以下に示します。

なお、本市は農業集落排水施設とコミュニティ・プラントを有しないため、これらに関する記載は省略しています。

(1)生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき市町村が定めなければならない一般廃棄物処理基本計画を構成する計画の1つです。市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされています。

(2)汚水処理人口普及状況調査

国土交通省、農林水産省及び環境省が、毎年合同で各々が所管する下水道及び浄化槽等の汚水処理施設の処理人口等について行う調査のことです。

(3)下水道

下水道は、下水道法第2条第2項の規定により、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体のことをいいます。

(4)下水道全体計画区域

生活排水の処理を下水道によって行うこととした地域であり、そこから下水道事業計画区域を設定し、整備が完了すると下水道供用開始公示済区域として利用が開始されます。

なお、汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域と同じです。

(5)下水道整備区域

下水道全体計画区域のことをいいます。汚水処理人口普及状況調査における下水道整備区域と同じです。

一般には、下水道全体計画区域は「将来的に下水道をどうしていくか」という長期的な構想を示す広範なエリアであり、下水道整備区域は「今後数年で具体的に下水道を整備する」と決定された、より限定的で具体的なエリアと区分される場合もありますが、県マニュアルでの定義は前述のとおりです。

(6)下水道事業計画区域

下水道法第4条の規定により定めた事業計画により下水道を整備する地域のことをいいます。ただし、県マニュアルでは雨水公共下水道による整備を行う地域を除き、また下水道供用開始公示済区域を除きます。

なお、汚水処理人口普及状況調査における下水道事業計画区域と同じです。

(7)下水道供用開始公示済区域

下水道法第9条第2項の規定により、終末処理場による下水の処理を開始した地域のことをいいます。

なお、汚水処理人口普及状況調査における下水道供用開始公示済区域と同じです。

(8)浄化槽

県マニュアルでは、浄化槽は合併処理浄化槽のことで、みなし浄化槽(いわゆる単独処理浄化槽)は浄化槽に含めていません。しかし、本計画では浄化槽と用いることはせず、明確に区分するため、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽に区別します。

(9)合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、家庭から出る生活排水(し尿と台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を合わせたもの)のすべてを浄化できます。

(10)単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、し尿処理だけに対応している浄化槽です。この浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水(台所、風呂、洗濯等の排水)はそのまま河川にたれ流しとなり、自然に大きな負担をかけてしまいます。単独処理浄化槽の新規設置は、原則認められていません。また、現在設置されている家庭でも、生活雑排水にも対応した環境にやさしい合併処理浄化槽への転換が強く求められています。

(11)浄化槽処理区域

生活排水の処理を合併処理浄化槽により行うこととした地域のことをいいます。

なお、汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域を除いた区域に同じであり、「浄化槽整備区域、その他区域」と同じです。

(12)浄化槽整備区域

個別処理である合併処理浄化槽について、新たに市町村が積極的に合併処理浄化槽の整備を促進する区域として、「平成22年度生活排水処理施設整備構想」(埼玉県)から設定された区域のことです。浄化槽処理区域に含まれます。

(13)生活排水処理人口

生活排水の処理を下水道及び合併処理浄化槽により行っている人口のことです。
なお、汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口と同じです。

(14)生活排水処理人口普及率

住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口の割合です。
なお、汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率と同じです。

(15)生活排水処理施設

生活排水の処理を行う施設です。本市では下水道及び合併処理浄化槽を指します。

(16)整備完了

県マニュアルにおいては、生活排水処理施設の整備をすべて完了することをいいます。
生活排水処理人口普及率100%の状態を指します。

第2章 現状把握

2.1 桶川市の概況

(1) 地理的、地形的特性

本市は埼玉県のはほぼ中央に位置し、東は蓮田市と久喜市、西は川島町、南は上尾市と伊奈町、北は北本市と鴻巣市に隣接しています。面積は25.35km²、東西距離は8km、南北距離は4kmとなっています。

市の中央部が大宮台地となっている地形で、東境に元荒川、西境に荒川が流れており、支川を含むこれらの河川に沿って低地が広がっています。

交通網を見ると、鉄道は市の中央部をJR高崎線が縦断しています。主要道路は、市の中央部をJR高崎線と平行に国道17号と中山道が縦断し、東西に県道川越栗橋線が横断しています。

また、市の北部を圏央道(首都圏中央連絡自動車道)が横断し、西部を上尾道路が縦断しています。

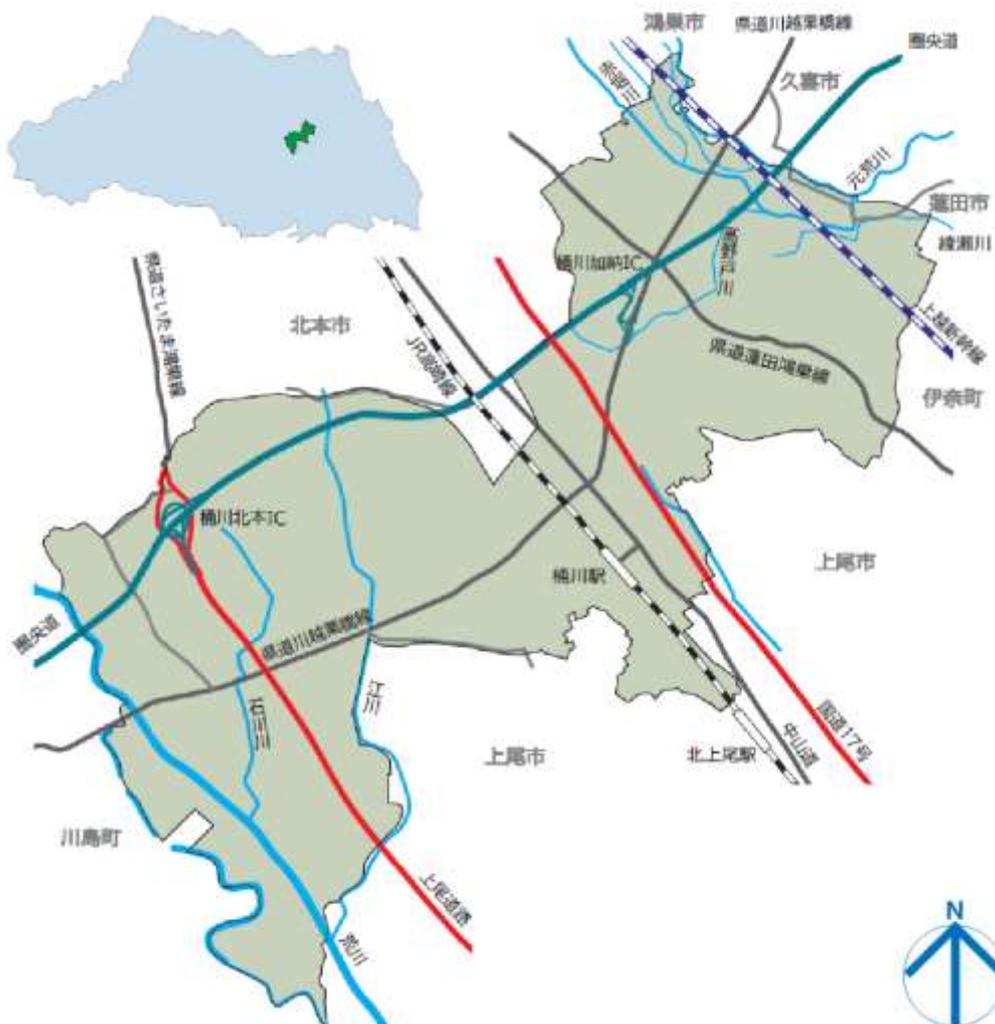


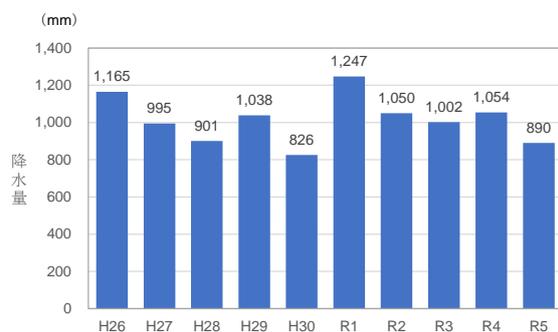
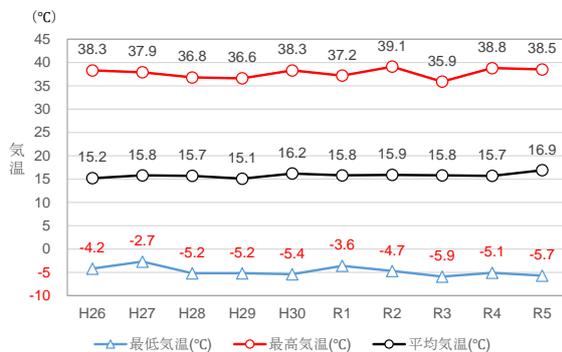
図2-1 桶川市の概況

(2) 気候的特性

平成26(2014)年から令和5(2023)年までの10年間の累年平均値は、最高気温が37.7℃、最低気温が-4.8℃、平均気温が15.8℃、降水量が1,017mmとなっています。

表2-1 気象(最高、平均、最低)及び降水量の推移

年	降水量 (mm)	最高気温 (℃)	平均気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (℃)	最大風速 (m/s)
平成26年	1,165	38.3	15.2	△ 4.2	2.5	27.6
平成27年	995	37.9	15.8	△ 2.7	2.3	26.0
平成28年	901	36.8	15.7	△ 5.2	2.3	28.0
平成29年	1,038	36.6	15.1	△ 5.2	2.4	28.0
平成30年	826	38.3	16.2	△ 5.4	2.2	34.6
平成31年	1,247	37.2	15.8	△ 3.6	2.4	34.0
令和2年	1,050	39.1	15.9	△ 4.7	2.2	29.9
令和3年	1,002	35.9	15.8	△ 5.9	2.2	29.4
令和4年	1,054	38.8	15.7	△ 5.1	2.2	29.0
令和5年	890	38.5	16.9	△ 5.7	2.3	30.7
1月	1.5	13.7	4.6	△ 5.7	2.6	30.7
2月	18.0	18.3	6.0	△ 3.1	2.9	23.7
3月	82.0	23.9	12.0	1.6	2.1	25.2
4月	32.5	29.3	15.5	4.4	2.8	21.7
5月	117.5	33.9	18.8	8.8	2.5	22.0
6月	211.0	33.7	23.1	14.8	2.1	19.9
7月	63.0	38.5	28.4	21.9	2.0	16.3
8月	106.5	37.0	29.2	23.1	2.4	16.4
9月	97.0	35.7	26.4	16.6	1.8	17.2
10月	111.0	26.5	18.0	9.9	2.3	17.8
11月	42.0	25.9	12.8	2.7	2.1	24.9
12月	8.0	19.4	7.9	△ 2.6	2.0	21.4
10年平均	1,017	37.7	15.8	△ 4.8	2.3	29.7



出典) 桶川市 統計書、埼玉県広域消防本部 消防統計

図2-2 気象(最高、平均、最低)及び降水量の推移

(3) 人口

令和6(2024)年度末の住民基本台帳人口は74,107人、世帯数は34,408世帯となっており、世帯構成人員は2.15人/世帯となっています。

人口と世帯数及び世帯構成人員の経年変化は図2-3に示すとおりです。人口の推移を見ると、年ごとの増減はあるものの、平成31(2019)年を境に緩やかに減少しています。

一方、世帯数は、平成27(2015)年以降一貫して増加しています。その結果、世帯構成人員は、年々減少傾向を示しています。

また、下水道全体計画区域の多くを占める市街化区域の人口は、図2-4に示すとおり令和2(2020)年国勢調査において60,874人、総人口に占める割合は81.4%となっています。

一方、浄化槽処理区域の多くを占める市街化調整区域の人口は、令和2(2020)年国勢調査において13,874人、総人口に占める割合は18.6%となっています。

なお、平成27(2015)年国勢調査における人口と比較すると、市街化区域の人口は増加していますが、市街化調整区域の人口は減少しています。

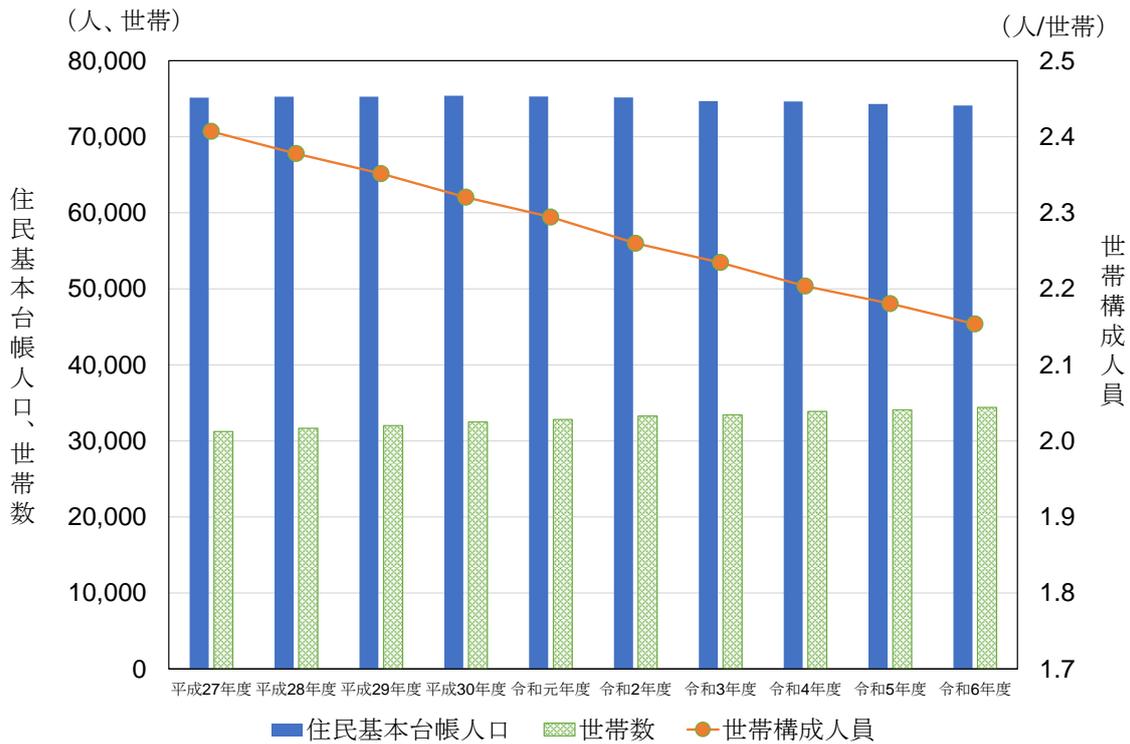
表2-2 人口、世帯数及び世帯構成人員の推移

年度	行政人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯構成人員 (人/世帯)
平成27年度	75,150	31,220	2.41
平成28年度	75,263	31,651	2.38
平成29年度	75,258	32,004	2.35
平成30年度	75,388	32,489	2.32
令和元年度	75,286	32,814	2.29
令和2年度	75,174	33,264	2.26
令和3年度	74,691	33,425	2.23
令和4年度	74,632	33,867	2.20
令和5年度	74,324	34,085	2.18
令和6年度	74,107	34,408	2.15

注) 翌年度4月1日時点の値を年度末の値と読み替えています。

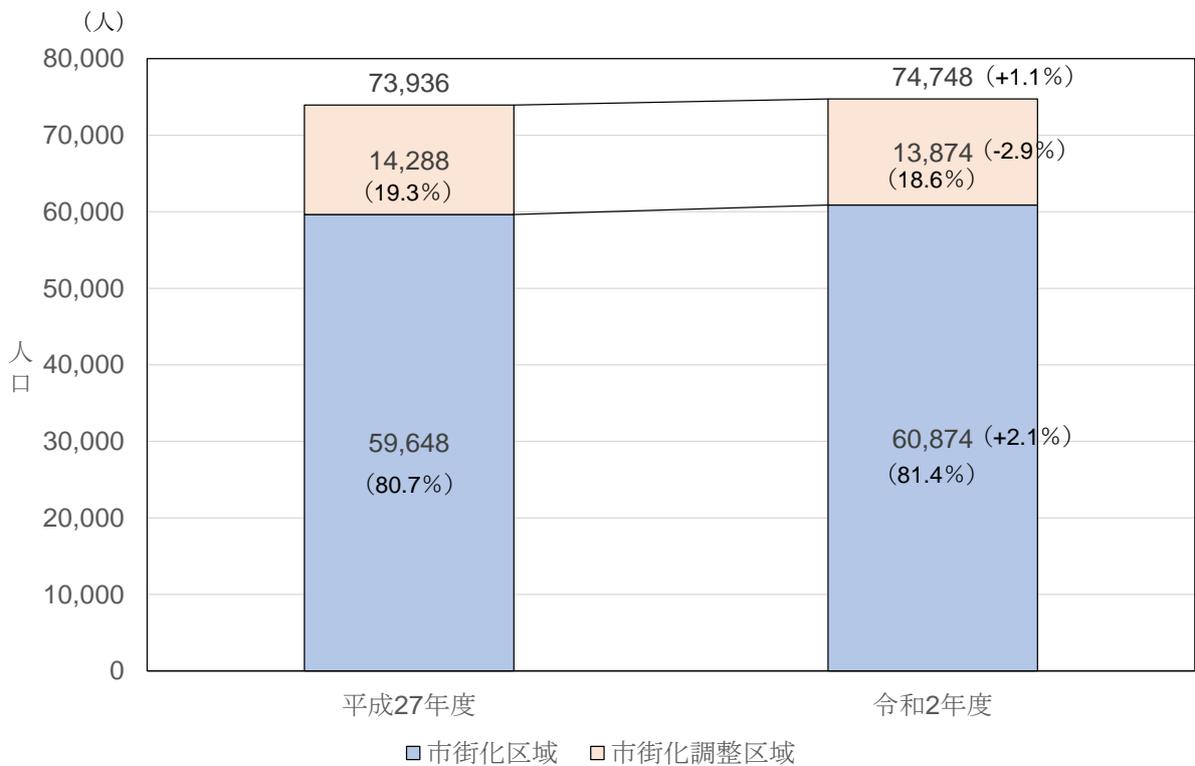
(例 令和6年度の値は令和7年4月1日時点の値)

出典: 桶川市統計書 住民基本台帳人口



出典) 桶川市統計書 住民基本台帳人口 (各年度4月1日)

図2-3 人口と世帯数及び世帯構成人員の推移



資料) 都市計画基礎調査、国勢調査 (各年度10月1日)

図2-4 市街化区域及び市街化調整区域の人口の推移

(4) 産業

平成26(2014)年から令和3(2021)年にかけて、事業所数は減少しており、従業者数は増加しています。

令和3(2021)年の従業者数は25,656人であり、卸売業、小売業(5,060人)、運輸業、郵便業(4,473人)、製造業(3,870人)といった業種で従業者数が多くなっています。これら上位の業種の順位は、平成26年から変化していません。

産業別では、図2-5に示すとおり、第1次産業と第2次産業の従業者数は減少傾向にある一方で、第3次産業の従業者数は増加傾向にあります。

表2-3 産業別事業所数及び従業者数の推移

単位:所、人

産業分類	平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	2,330	24,140	2,253	24,328	2,236	25,656
第1次産業	2	57	1	56	1	28
農林漁業	2	57	1	56	1	28
第2次産業	458	5,293	424	5,047	402	5,248
鉱業, 採石業, 礫利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	252	1,452	236	1,229	240	1,378
製造業	206	3,841	188	3,818	162	3,870
第3次産業	1,870	18,790	1,828	19,225	1,833	20,380
電気・ガス・熱供給・水道業	3	50	2	36	3	51
情報通信業	17	177	15	149	16	123
運輸業, 郵便業	71	3,490	80	4,321	79	4,473
卸売業, 小売業	549	4,944	558	5,379	499	5,060
金融業, 保険業	35	478	35	520	33	449
不動産業, 物品賃貸業	168	445	156	448	182	554
学術研究, 専門・技術サービス業	91	381	89	473	84	318
宿泊業, 飲食サービス業	222	1,482	225	1,790	216	1,619
生活関連サービス業, 娯楽業	282	1,087	275	974	240	887
教育, 学習支援業	125	1,169	106	734	128	1,290
医療, 福祉	186	2,817	186	2,812	218	3,480
複合サービス事業	7	173	6	45	8	66
サービス業(他に分類されないもの)	104	1,651	95	1,544	119	1,474
公務(他に分類されるものを除く)	10	446			8	536

出典) 桶川市統計書



図2-5 産業別就業人口の推移 (資料:国勢調査 各年度10月1日)

(5) 土地利用状況

令和6(2024)年の地目別土地利用の面積割合は、最も多い宅地が31.8%、次にその他が28.9%、畑が23.0%の順となっています。平成26(2014)年からの変化を見ると、宅地とその他が増加しています。

表2-4 地目別面積の推移

(単位:ha)

年	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成26年	144.1	623.9	768.0	80.1	15.2	211.5	683.2	2,526
平成27年	142.8	620.2	772.1	75.5	11.4	218.1	695.1	2,535
平成28年	142.7	615.2	778.3	73.3	11.5	218.2	695.7	2,535
平成29年	142.8	612.9	783.0	71.5	11.3	217.5	696.0	2,535
平成30年	137.1	596.7	782.0	66.3	10.9	212.0	730.0	2,535
平成31年	137.0	593.9	785.4	65.8	10.8	210.8	731.3	2,535
令和2年	136.8	593.7	793.5	64.2	10.1	204.9	731.8	2,535
令和3年	134.6	590.5	795.2	63.9	10.1	208.4	732.3	2,535
令和4年	133.8	587.5	797.7	62.4	10.1	210.0	733.5	2,535
令和5年	133.5	586.1	801.9	61.9	10.1	208.3	733.2	2,535
令和6年	133.7	582.6	806.4	61.1	10.1	207.8	733.3	2,535
	5.3%	23.0%	31.8%	2.4%	0.4%	8.2%	28.9%	100.0%

出典) 桶川市 統計書 各年1月1日

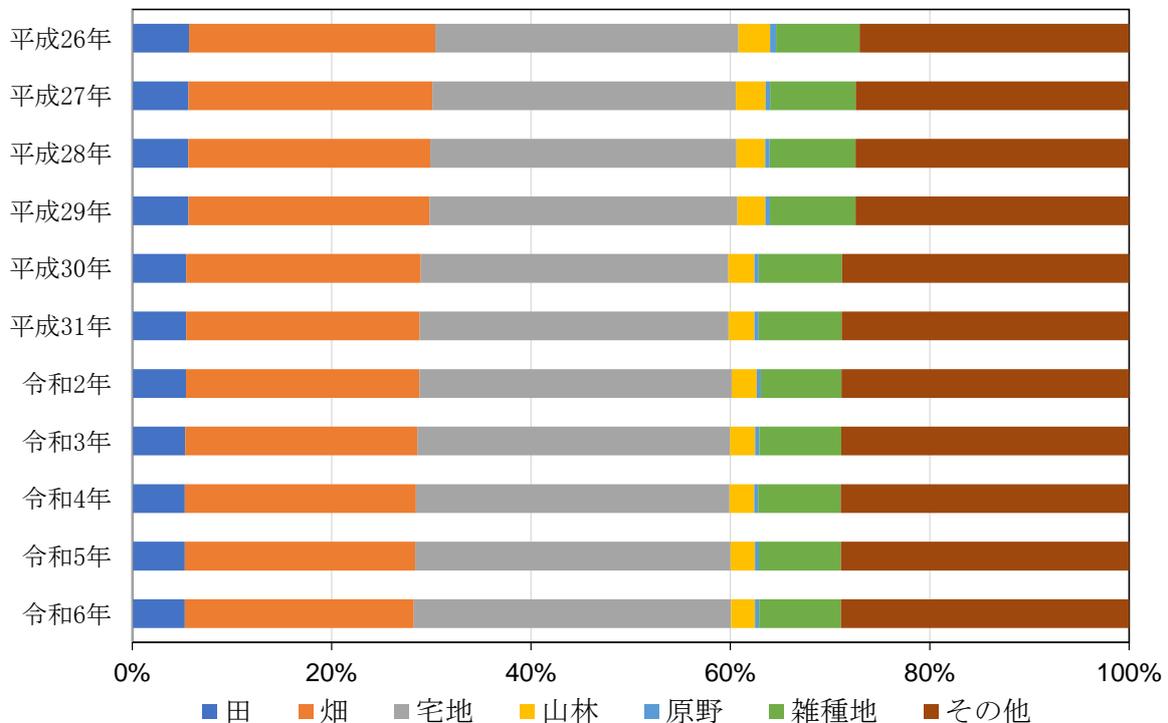


図2-6 地目別面積の推移 出典) 桶川市 統計書

(6) 都市計画

本市の都市計画の区域区分(市街化区域と市街化調整区域)は表2-5に示すように、市街化区域は825.7haで市全域の32.6%であり、市街化調整区域は1,709.3haで市全域の67.4%となっています。

用途地域については、住居系用途地域では第一種住居地域が280.9haで最も広く、次に第1種低層住居専用地域の230.6haの順となっています。

表2-5 都市計画の区域区分と用途地域

区域区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	2,535.0	100.0%
市街化区域	825.7	32.6%
市街化調整区域	1,709.3	67.4%

令和6年4月1日

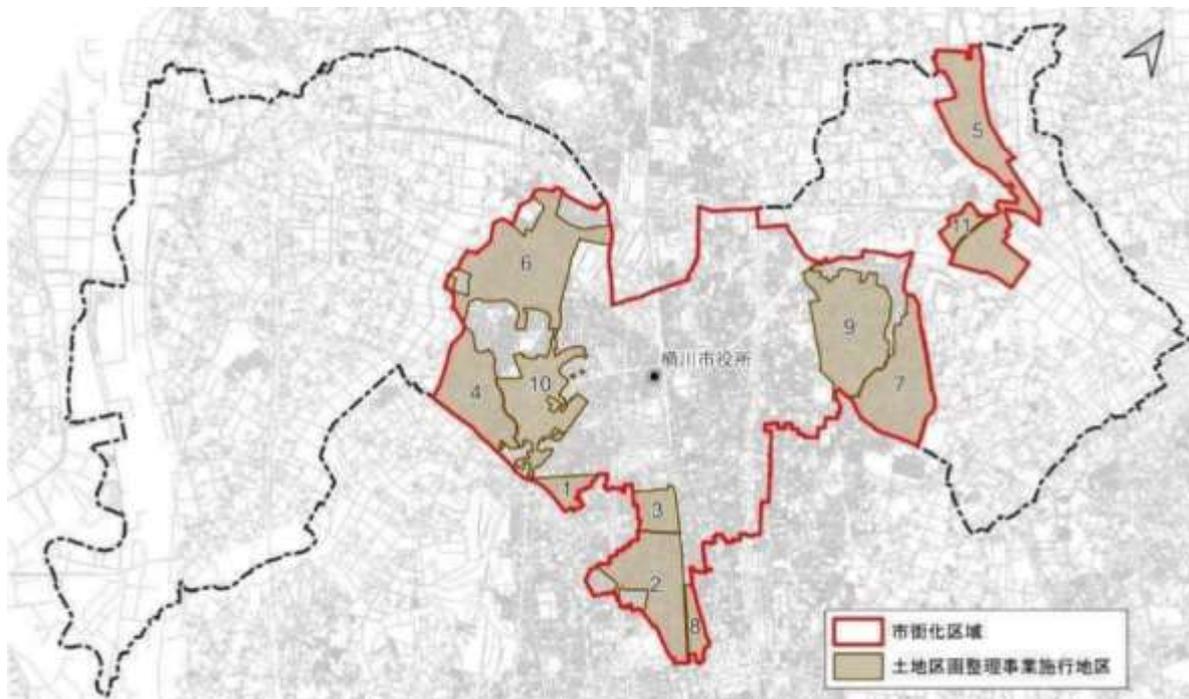
用途区域	市街化区域		市街化調整区域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)		
合計	825.7	100.0	1,709.3	100.0	-	-
第1種低層住居専用地域	100.3	12.1	-	-	50.0	80.0
	130.3	15.8	-	-	50.0	100.0
第2種低層住居専用地域	1.8	0.2	-	-	50.0	100.0
第1種中高層住居専用地域	15.7	1.9	-	-	50.0	150.0
	14.5	1.7	-	-	60.0	150.0
	77.4	9.4	-	-	60.0	200.0
第2種中高層住居専用地域	9.6	1.2	-	-	60.0	200.0
第1種住居地域	280.9	34.0	-	-	60.0	200.0
第2種住居地域	14.1	1.7	-	-	60.0	200.0
準住居地域	20.5	2.5	-	-	60.0	200.0
近隣商業地域	4.0	0.5	-	-	60.0	200.0
	9.7	1.2	-	-	80.0	200.0
商業地域	18.4	2.2	-	-	80.0	400.0
準工業地域	42.6	5.2	-	-	60.0	200.0
工業地域	13.7	1.7	-	-	60.0	200.0
工業専用地域	72.2	8.7	-	-	60.0	200.0
無指定地域	-	-	1,444.2	84.5	60.0	200.0
	-	-	265.1	15.5	50.0	100.0

出典)桶川市 統計書

(7) 将来計画(開発計画等)

本市の区画整理事業11地区の面積は、市街化区域面積全体の約43%となっており、都市基盤整備の大部分を占めています。

現在、11地区すべての区画整理事業が完了しています。



- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1 鴨川地区 | 5 東部 | 9 坂田西地区 |
| 2 朝日地区 | 6 上日出谷南地区 | 10 下日出谷東地区 |
| 3 若宮地区 | 7 坂田東地区 | 11 加納原地区 |
| 4 下日出谷西地区 | 8 神明地区 | |

出典)第二次桶川市都市計画マスタープラン

図2-8 桶川市土地区画整理事業概要図

(8) 水環境、水質保全に関する状況等

平成29(2017)年度から令和6(2024)年度までの公共用水域水質調査結果は表2-6に示すとおりです。市内河川の計11地点で水質調査(年2回)を実施しています。各水質調査地点は図2-9に示すとおりで、県の類型指定を受けていないので、流入先の河川の類型やその利用目的等から対象河川の類型を参考までに設定し、環境基準との比較を行っています。

各調査地点の過去8年間(平成29(2017)年度～令和6(2024)年度)のBOD濃度(平均値)の推移は図2-10及び図2-11に示すとおりです。

令和6年度のBOD濃度平均値を見ると、全調査地点(11地点)のうち、環境基準を超過していない地点は芝川(上尾市境(末広橋))と高野戸川(北本市境、高野橋)、赤堀川(篠津橋、鍋蔓橋)、綾瀬川(元荒川水循環センター前)の計6地点(JR高崎線東側)で、JR高崎線西側に位置する5地点では環境基準を超過しています。

なお、これらの5地点は類型指定をA区分として評価しており、基準値が2mg/Lと低いことも影響していると考えられます。

これら公共用水域の水質改善を図るためには、生活排水の適正処理を推進するための生活排水処理施設が重要であり、整備にあたっては効率的かつ計画的に進めていくことが必要です。

表2-6 公共用水域水質調査結果の経年変化(BOD濃度平均値)

対象河川	調査地点	類型		BOD濃度平均値(mg/L)							
		区分	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
江川	①北本市境	A	2	3.3	4.5	2.1	3.7	3.3	3.1	2.2	2.9
	②滝宮橋			2.5	2.6	1.4	2.9	2.3	2.2	2.1	4.8
	③宮下樋管			5.8	2.4	1.1	2.4	4.2	2.0	1.8	3.0
石川川	④石川川上流部	A	2	2.9	4.1	5.1	2.6	5.0	2.0	1.1	6.0
	⑤石川樋管			2.7	2.8	1.3	2.9	4.3	2.5	4.1	2.6
芝川	⑥上尾市境(末広橋)	D	8	7.1	8.7	3.3	5.0	3.0	2.2	2.4	1.7
高野戸川	⑦北本市境	C	5	1.9	3.6	2.1	3.7	4.6	6.7	2.5	3.8
	⑧高野橋			2.8	2.4	1.1	2.2	3.5	1.6	1.3	2.2
赤堀川	⑨篠津橋	C	5	1.8	3.8	1.3	2.6	2.6	1.7	13.0	2.5
	⑩鍋蔓橋			3.9	3.7	2.2	3.3	2.0	2.0	1.1	4.2
綾瀬川	⑪元荒川水循環センター前	C	5	1.9	1.4	0.5	0.6	1.0	0.9	0.5	1.3

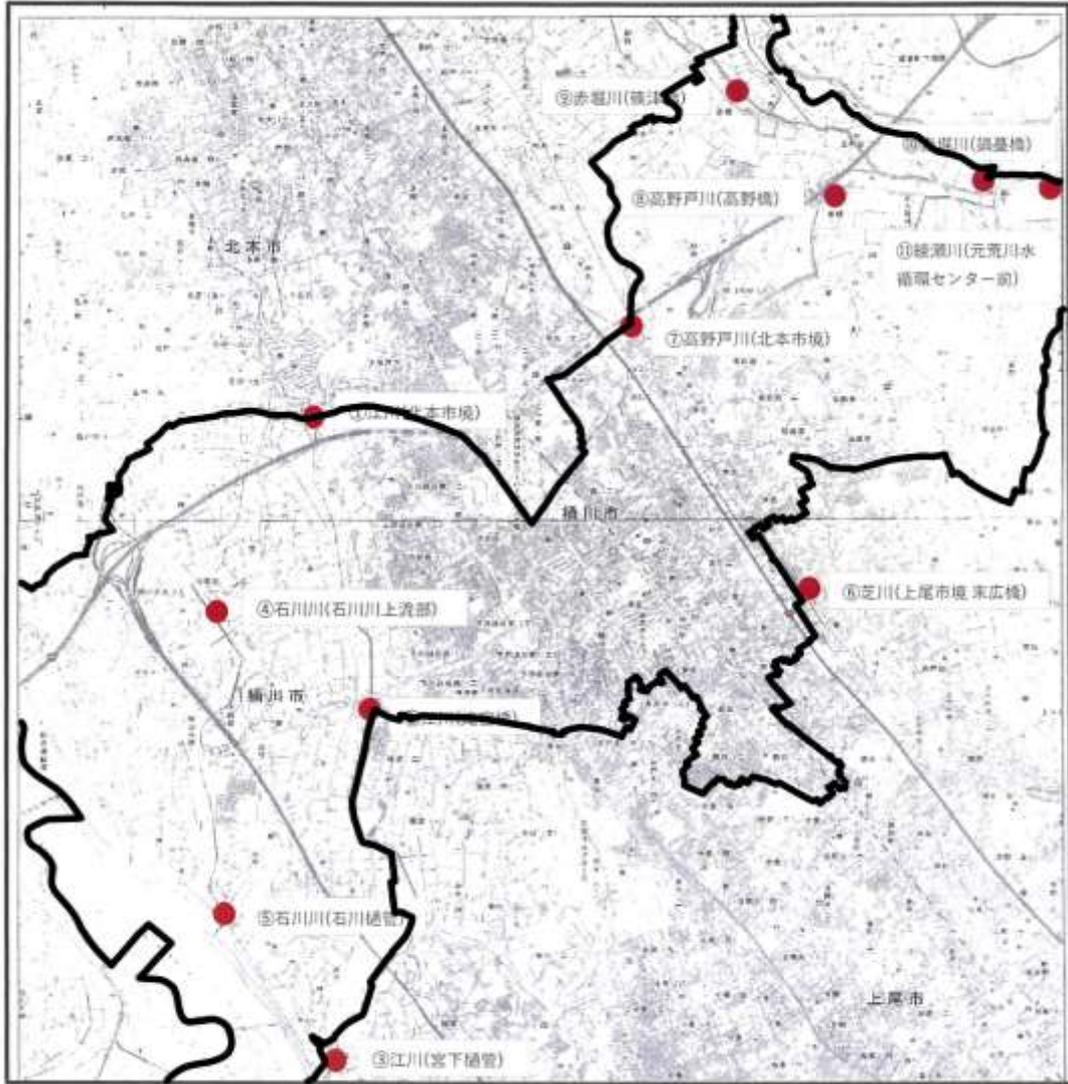


図2-9 調査地点

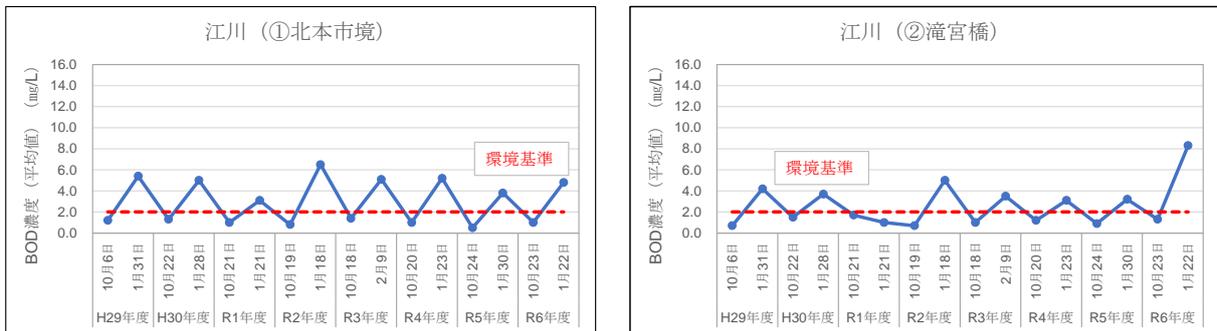


図2-10 BOD濃度(平均値)の推移(1)

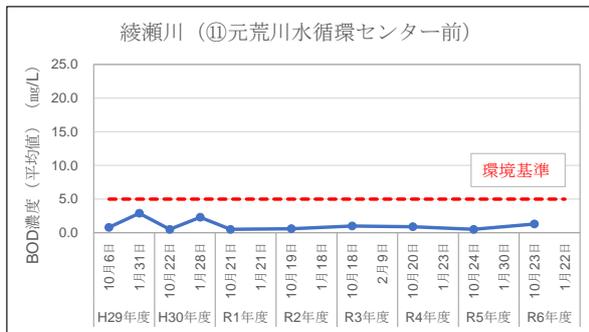
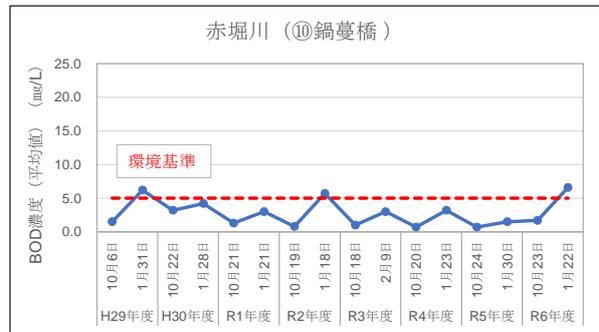
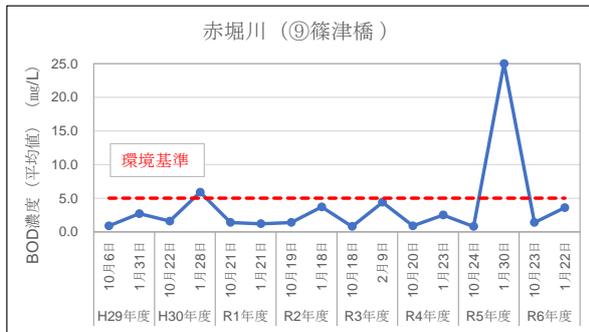
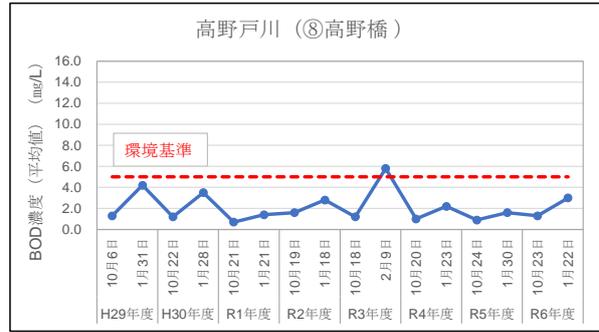
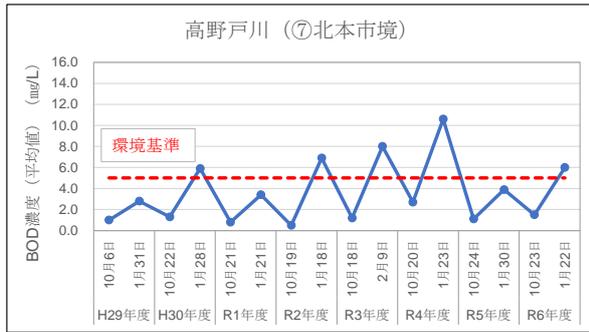
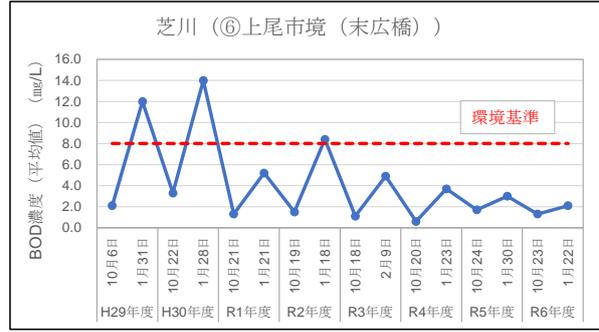
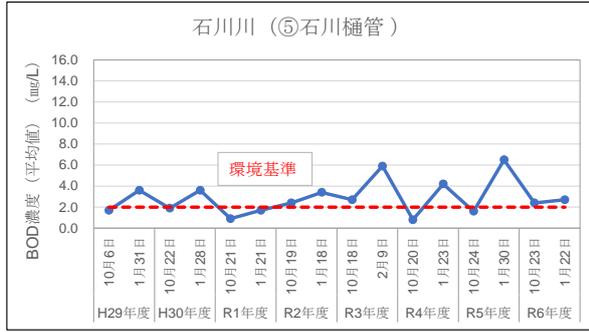
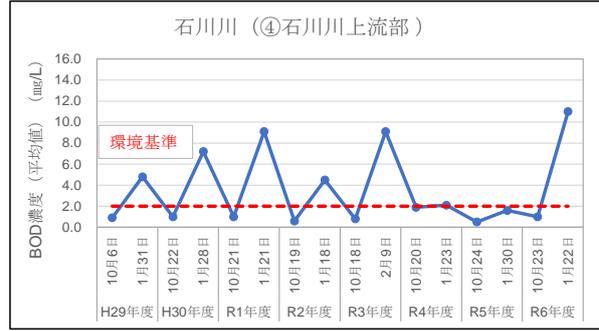
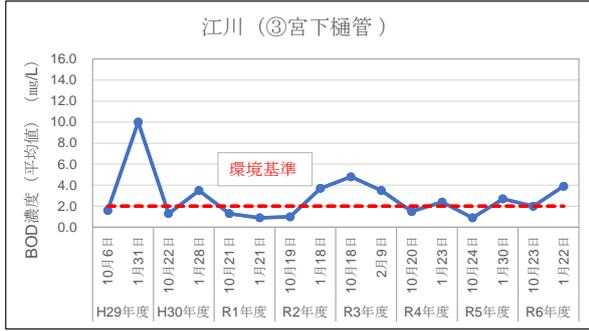


図2-11 BOD濃度(平均値)の推移(2)

(2) 処理形態別人口の推移

令和6(2024)年度末(令和7(2025)年3月31日)の生活排水処理人口は、表2-7に示すように行政人口(住民基本台帳人口)74,107人に対して71,993人となり、生活排水処理人口普及率は97.1%で、前計画の基準年度である平成29(2017)年度の96.2%から0.9ポイント上昇しています。浄化槽整備区域における生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽)は2,031人となっています。

表2-7 処理形態別人口及び生活排水処理人口普及率の推移

区分	年度	平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口(行政人口)(ア)	(人)	75,258	75,174	74,691	74,632	74,324	74,107
①下水道供用開始公示済区域(イ)	(人)	60,379	61,318	61,474	61,770	61,664	61,507
下水道接続人口	(人)	55,945	57,648	58,579	59,126	59,347	59,433
合併処理浄化槽処理人口	(人)	3,996	3,499	2,730	2,495	2,185	1,965
単独処理浄化槽処理人口	(人)	350	113	109	104	91	69
汲み取り人口	(人)	88	58	56	45	41	40
②下水道事業計画区域(①除く)	(人)	3,469	934	510	296	186	183
合併処理浄化槽処理人口(ウ)	(人)	3,084	745	334	162	90	100
単独処理浄化槽処理人口	(人)	280	120	111	73	40	28
汲み取り人口	(人)	105	69	65	61	56	55
③浄化槽整備区域・その他区域	(人)	11,410	12,922	12,707	12,566	12,474	12,417
合併処理浄化槽処理人口(エ)	(人)	8,899	10,218	10,235	10,163	10,235	10,386
単独処理浄化槽処理人口	(人)	2,102	2,356	2,184	2,117	1,957	1,755
汲み取り人口	(人)	409	348	288	286	282	276
生活排水処理人口(オ=イ+ウ+エ)	(人)	72,362	72,281	72,043	72,095	71,989	71,993
下水道供用開始公示済区域人口(イ 再掲)	(人)	60,379	61,318	61,474	61,770	61,664	61,507
下水道事業計画区域の合併処理浄化槽処理人口(ウ 再掲)	(人)	3,084	745	334	162	90	100
浄化槽整備区域の合併処理浄化槽処理人口(エ 再掲)	(人)	8,899	10,218	10,235	10,163	10,235	10,386
生活排水処理人口普及率(カ=オ÷ア×100)	(%)	96.2	96.2	96.5	96.6	96.9	97.1

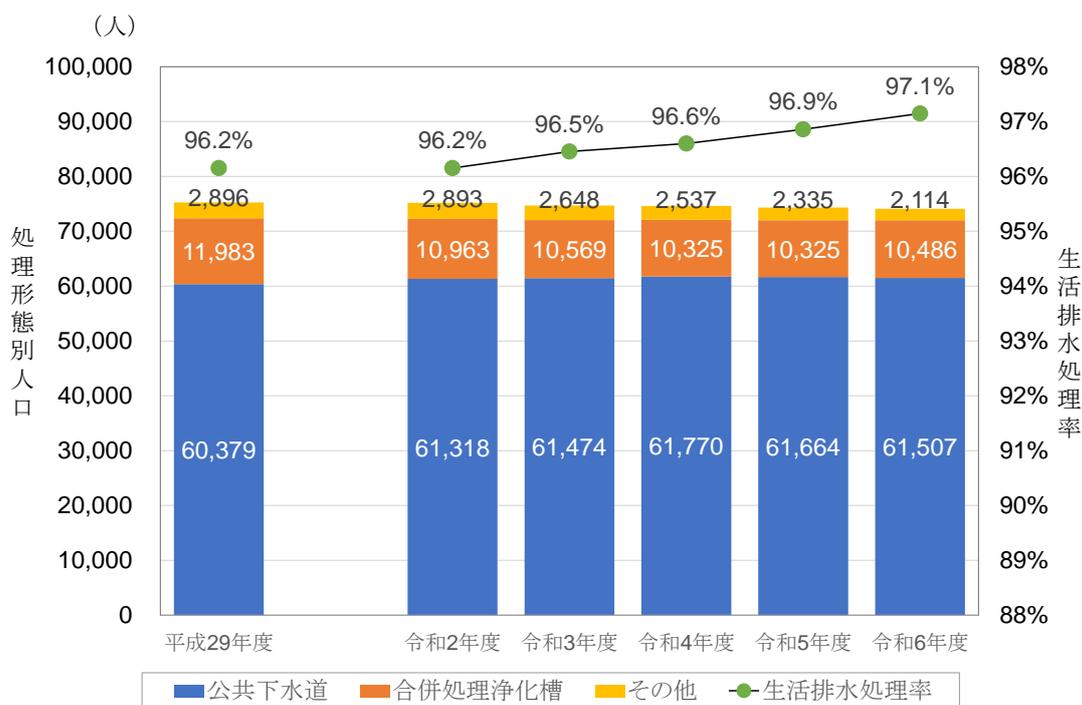


図2-13 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

(3) 生活排水処理の処理主体

生活排水の処理主体は、公共下水道は流域下水道の処理場にて処理されるため埼玉県です。し尿・浄化槽汚泥は、上尾、桶川、伊奈衛生組合のし尿処理施設にて処理されています。そして、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽は使用者本人の管理となります。

表2-8 処理主体

処理形態	対象となる生活排水等	処理主体	備考
公共下水道	し尿	桶川市・埼玉県	桶川市公共下水道、荒川左岸北部流域下水道 埼玉県元荒川水循環センターにて終末処理
	生活雑排水		
合併処理浄化槽	し尿	個人・事業者等	浄化槽にて処理
	生活雑排水	上尾、桶川、伊奈衛生組合	し尿処理施設にて処理
	浄化槽汚泥		
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者等	浄化槽にて処理
	生活雑排水	上尾、桶川、伊奈衛生組合	し尿処理施設にて処理
	浄化槽汚泥		
汲み取り便槽	し尿	上尾、桶川、伊奈衛生組合	し尿処理施設にて処理
	生活雑排水	個人・事業者等	未処理のまま、公共用水域へ排出

(4) 生活排水処理施設の整備状況

1) 公共下水道事業の整備状況

本市の公共下水道事業は、荒川左岸北部流域関連桶川公共下水道事業として、昭和48(1973)年1月に事業に着手し、汚水事業は昭和56(1981)年4月より供用を開始しました。

本市の下水道計画は、上位計画である『荒川左岸北部流域下水道事業』の計画に基づき、下水排除方式は分流式を採用しており、汚水の事業計画区域は主に市街化区域に位置付けています。

令和7(2025)年3月末現在の公共下水道の整備状況は、事業計画区域830haのうち約824haの整備を完了しており、普及率は83.0%、処理区域内人口は61,507人となっています。

表2-9 公共下水道事業の整備状況

区分	年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	年度	平成29年度					
処理開始面積	(ha)	779.61	802.23	809.31	817.45	822.31	824.43
行政区域内人口	(人)	75,258	75,174	74,691	74,632	74,324	74,107
処理区域内人口	(人)	60,495	61,318	61,474	61,770	61,664	61,507
水洗化人口	(人)	55,945	57,648	58,579	59,126	59,347	59,433
普及率	(%)	80.4	81.6	82.3	82.8	83.0	83.0
水洗化率	(%)	92.5	94.0	95.3	95.7	96.2	96.6

普及率(%) = 処理区域内人口(人) ÷ 行政区域内人口(人) × 100

水洗化率(%) = 水洗化人口(人) ÷ 処理区域内人口(人) × 100

出典) 桶川市公共下水道事業会計業務状況説明書

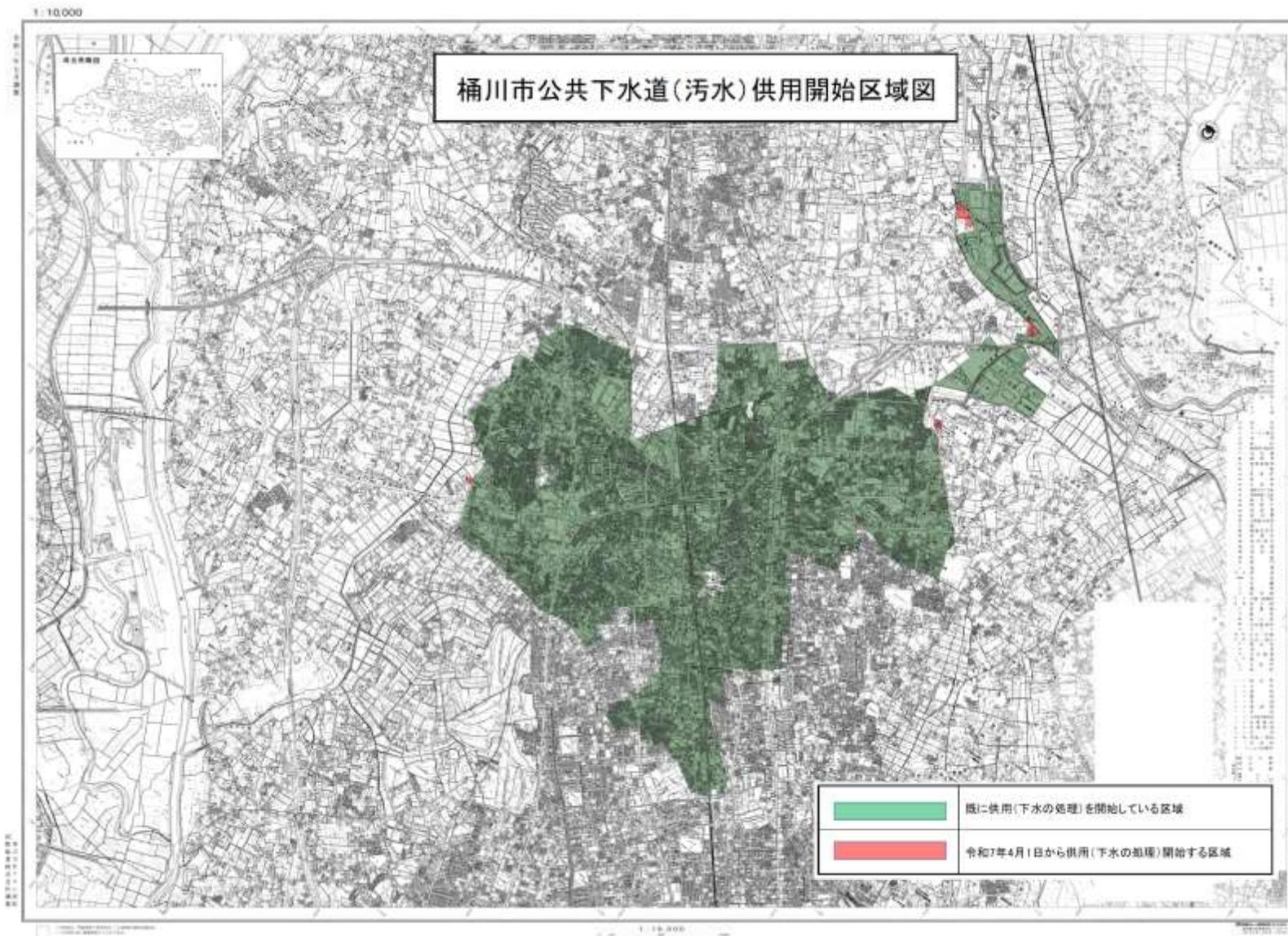


図2-14 桶川市公共下水道(汚水)供用開始区域図(令和7年4月1日)

2) 合併処理浄化槽の整備状況

令和6(2024)年度までの浄化槽設置基数の推移は表2-10に示すとおりです。

市内の浄化槽の設置基数は、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽ともに、下水道整備の進捗に伴い減少が続いています。

一方で、浄化槽整備区域では合併処理浄化槽は増加して単独処理浄化槽は減少しており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んでいることがわかります。

なお、浄化槽整備区域における国庫補助事業(浄化槽設置整備事業)による補助基数の推移を見ると、年あたり11~18基の補助基数となっています。

表2-10 浄化槽の設置基数及び処理人口の推移

区分		年度		平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		使用基数	(基)	4,169	3,260	3,042	2,989	2,914	2,818
全区域	合併処理浄化槽	処理人口	(人)	15,712	14,462	13,299	12,820	12,510	12,451
		使用基数	(基)	2,754	1,189	980	858	805	776
	単独処理浄化槽	処理人口	(人)	3,261	2,589	2,404	2,294	2,088	1,852
		使用基数	(基)	6,923	4,449	4,022	3,847	3,719	3,594
	計	処理人口	(人)	18,973	17,051	15,703	15,114	14,598	14,303
		使用基数	(基)	2,321	2,489	2,502	2,527	2,534	2,643
浄化槽整備区域、その他区域内	合併処理浄化槽	処理人口	(人)	8,749	10,218	10,235	10,163	10,235	10,386
		使用基数	(基)	2,118	959	781	757	725	703
	単独処理浄化槽	処理人口	(人)	2,508	2,356	2,184	2,117	1,957	1,755
		使用基数	(基)	4,439	3,448	3,283	3,284	3,259	3,346
	計	処理人口	(人)	11,257	12,574	12,419	12,280	12,192	12,141
		使用基数	(基)	11,257	12,574	12,419	12,280	12,192	12,141

出典) 桶川市「汚水処理人口普及調査」をもとに作成

表2-11 合併処理浄化槽補助基数の推移(浄化槽設置整備事業)

区分		年度		平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		使用基数	(基)	505	578	596	611	627	643
国庫補助事業	整備基数	(基)	13	18	15	16	16	11	
	処理人口	(人)	2,764	3,070	2,821	2,853	2,742	2,848	
	使用基数	(基)	505	578	596	611	627	643	

出典) 桶川市「汚水処理人口普及調査」をもとに作成

3) 汲み取り便槽の使用状況

汲み取り人口は、市全体では平成29(2017)年度の602人から令和6(2024)年度の371人へと大きく減少していますが、未だ下水道整備区域内に95人、浄化槽整備区域内に276人が残っています。

表2-12 汲み取り人口、便槽数の推移

区分	年度	平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
汲み取り人口	(人)	602	475	409	392	379	371
下水道区域	(人)	193	127	121	106	97	95
浄化槽整備区域、その他区域	(人)	409	348	288	286	282	276
汲み取り便槽数	(基)	319	253	230	220	225	217
下水道区域	(基)	96	76	69	66	67	65
浄化槽整備区域、その他区域	(基)	223	177	161	154	158	152

注1) 令和6年度の汲み取り人口の内訳は令和5年度の割合により按分した。

注2) 平成29年度及び令和2～5年度の汲み取り便槽の内訳は令和6年度の割合により按分した。

(5) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬状況

1) 収集運搬の区分

し尿の収集運搬は委託業者(1社)、浄化槽汚泥の収集運搬は許可業者(10社)により実施し、上尾、桶川、伊奈衛生組合のし尿処理施設へ搬入しています。

2) 収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は、表2-13に示すとおりです。

表2-13 収集運搬体制

区分	収集車	台数 (台)	積載量計 (kL)
委託業者	バキューム車	5	17
許可業者	バキューム車	28	97

出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査(令和5年度実績)」

(6) し尿及び浄化槽汚泥の処理実績

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移を表2-14に示します。

令和4(2022)年度以降のし尿収集人口及びし尿収集量を見ると、し尿収集人口は微減、し尿収集量はほぼ一定となっています。また、それ以前を見ると、し尿収集人口は減少してきていますが、し尿収集量は年度により変動しており、減少傾向にあるとは言えません。これは、工事現場等で設置・利用される仮設トイレ等からの搬入量も一定量あるためと考えられます。

浄化槽人口は、令和2(2020)年度と令和6(2024)年度を比較すると15%ほど減少しています。

一方で、浄化槽汚泥量は令和5(2023)年度までは減少していましたが、令和6(2024)年度は増加しました。保守点検・清掃の実施頻度等を確認しないと特定はできませんが、要因の一つとして清掃頻度の増加なども考えられます。

表2-14 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

区分	年度	単位	平成29年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口		(人)	75,258	75,174	74,691	74,632	74,324	74,107
歴日数		(日)	365	365	365	365	366	365
し尿収集人口		(人)	602	475	409	392	379	371
し尿収集量		(kL/年)	377	610	464	570	552	576
し尿原単位		(L/人日)	1.72	3.52	3.11	3.98	3.98	4.25
浄化槽人口(合併+単独)		(人)	18,711	17,051	15,703	15,114	14,598	14,303
浄化槽汚泥収集量		(kL/年)	7,352	5,996	5,942	5,892	5,778	5,934
浄化槽汚泥原単位		(L/人日)	1.08	0.96	1.04	1.07	1.08	1.14
し尿・浄化槽汚泥収集人口		(人)	19,313	17,526	16,112	15,506	14,977	14,674
し尿・浄化槽汚泥収集量		(kL/年)	7,729	6,606	6,406	6,462	6,330	6,510
し尿・浄化槽汚泥原単位		(L/人日)	1.10	1.03	1.09	1.14	1.15	1.22



図2-15 し尿及び浄化槽汚泥量の推移

出典) 上尾、桶川、伊奈衛生組合「施設維持管理情報 構成市町別年間搬入量」

(7) し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、上尾、桶川、伊奈衛生組合が運営するし尿処理施設にて中間処理を行っています。

し尿処理施設全体では年間24,943kLのし尿・浄化槽汚泥を処理しており、このうち本市からの搬出量(6,510kL/年)が26.1%を占めています。

処理後の残渣は、沈砂は脱水後埋立処分されていますが、脱水汚泥、ばいじん、し渣は、ガス回収、メタル回収、肥料原料等に利用されています。

表2-15 し尿処理施設の概要

名称	し尿処理施設(第2施設) ※第1施設は休止中
住所	埼玉県桶川市小針領家1160
運営者	上尾、桶川、伊奈衛生組合
受入対象地域(市町村)	上尾市、桶川市、伊奈町
稼働年	平成3年
処理能力	150kL/日
処理方法	水処理:二段活性汚泥処理+高度処理 汚泥処理:脱水+場外搬出

表2-16 し尿等処理量(令和6年度)

市町	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥 (kL/年)	合計 (kL/年)	処理残渣搬出量 (t/年)
上尾市	634	13,492	14,126	564
桶川市	576	5,934	6,510	260
伊奈町	539	3,768	4,307	171
合計	1,749	23,194	24,943	995

表2-17 処理残渣搬出量(令和6年度)

区分		処理残渣搬出量 (t/年)
沈砂	脱水後埋立処分	76
脱水汚泥	ガス回収等	397
	肥料原料	493
ばいじん	メタル回収	1
し渣	メタル回収	21
	ガス回収等	7
合計		995

(8) 前計画の把握

前計画は平成23(2011)年3月に策定し、令和2年度埼玉県生活排水処理施設整備構想の中間見直しに合わせ、平成29(2017)年度を実績として令和7(2025)年度を目標年度、さらに10～20年後を中長期の目標年度として整理を進めました。平成29(2017)年度から令和6(2024)年度までの汚水処理人口普及状況調査の実績値(整備人口ベース)を、令和7(2025)年度は前計画の計画値を整理した結果を表2-18に示します。

前計画では令和7(2025)年度までの整備完了が予定されていましたが、令和6(2024)年度末現在で生活排水処理人口普及率は97.1%となっており、令和7(2025)年度末の100%達成は困難と考えられます。

表2-18 前計画の処理形態別人口

項目	単位	実績値						前計画値 令和7 年度	増減数 令6ー令7
		平成29 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度		
生活排水処理人口	(人)	72,362	72,281	72,043	72,095	71,989	71,993	69,104	2,889
公共下水道	(人)	60,379	61,318	61,474	61,770	61,664	61,507	55,321	6,186
合併処理浄化槽	(人)	11,983	10,963	10,569	10,325	10,325	10,486	13,783	△ 3,297
生活排水未処理人口	(人)	2,896	2,893	2,648	2,537	2,335	2,114	0	2,114
単独処理浄化槽	(人)	2,382	2,476	2,295	2,190	1,997	1,783	0	1,783
し尿汲み取り	(人)	514	417	353	347	338	331	0	331
合 計	(人)	75,258	75,174	74,691	74,632	74,324	74,107	69,104	5,003
生活排水処理人口普及率	(%)	96.2	96.2	96.5	96.6	96.9	97.1	100.0	△ 2.9

※各処理形態別人口の数値は、処理人口である。

出典) 桶川市「汚水処理人口普及状況調査」

(9) 生活排水処理の課題

本市では、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への転換が進み、生活排水処理人口普及率が97.1%に達しています。しかし、残る2.9%の生活雑排水は経済的負担による事情や環境に与える負荷が大きいという認識が十分に浸透していない等の理由により未処理で公共用水域へ排出されており、この問題に対応するため、次のことが課題となっています。

1) 公共下水道事業の推進

本市の公共下水道事業は、埼玉県荒川左岸北部流域下水道へ接続しており、5市（熊谷市、行田市、鴻巣市、北本市、桶川市）で広域化を図っています。本市の公共下水道事業の汚水整備状況は、事業計画区域830haのうち、約824haの整備が完了しており、未だ供用開始できていない（事業計画区域内の）人口は183人と残りわずかとなっており、着実に整備を進めていくことが求められます。

2) 公共下水道等接続率の向上

下水道供用開始公示済区域の接続率（水洗化率）は年々増加傾向にあり、令和6年度末では96.6%となっています。引き続き、未接続世帯の早期接続に努め、さらなる接続率の向上に努める必要があります。

3) 合併処理浄化槽の普及促進

下水道全体計画区域外に居住している単独処理浄化槽や汲み取り便槽を設置している世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

しかし、合併処理浄化槽の設置には経済的な負担が伴うことから、普及が進みづらい状況です。

また、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用は、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されるため、合併処理浄化槽使用時と比較して水質汚染が約8倍に増加するとされています。この環境への影響を踏まえ、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用する世帯へ環境保全の重要性や合併処理浄化槽への転換の必要性を関係部局が連携し、効果的に啓発する取り組みが必要となります。

第3章 基本方針

3.1 基本理念

令和7年3月に策定した「第二次桶川市環境基本計画」では、桶川市第六次総合計画の将来像である『学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ』を実現するため、まちづくりの方向性として定められた政策である『環境にやさしく みどりと調和した 桶川』を目指す環境像として掲げています。

本計画でもこれを踏襲し、生活排水の処理施設整備や適正処理に向けた施策を展開し、公共用水域の水環境の保全と健全で快適な生活環境を次世代に引き継ぐことを基本理念とします。

3.2 基本方針

前計画で生活排水処理人口普及率100%を目標とし、整備を進めてきた結果、令和6(2024)年度末の生活排水処理人口普及率は97.1%となりました。引き続き、目標値を100%とし、この達成を目指して整備を進めていきます。

【生活排水処理に係る目標】

- 生活排水処理普及率100%の達成

【生活排水処理施設整備の整備方針】

【公共下水道】

- 残る区域について整備を進めていきます。
- 接続率の向上へ向け、引き続き、周知啓発を進めていきます。

【合併処理浄化槽】

- 浄化槽整備区域においては、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するために、引き続き、周知啓発を進めていきます。
- 浄化槽の適正な維持管理についての周知啓発も進めていきます。

【第二次桶川市環境基本計画(令和7年3月)の基本施策(抜粋)】

(1) 生活排水施設等の整備

① 公共下水道の整備・更新等

- 公共下水道の整備を計画的に推進します。
- 公共下水道を適切に維持管理し、計画的な更新を推進します。

② 合併処理浄化槽への転換

- 既存の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

③ 浄化槽の適正な維持管理

- 浄化槽の法定検査などに関する情報を発信し適正な維持管理を推進します。

第4章 目標年度

計画期間は、県マニュアルを踏まえ、令和8(2026)年度から令和23(2041)年度までの16年間とします。

計画期間の最終年度にあたる令和23(2041)年度を最終目標年度とし、中間目標年度として令和13(2031)年度と令和18(2036)年度を設定します。

基準年度は、実績値の最新年度にあたる令和6(2024)年度とします。

なお、本計画は、県構想の改定等に合わせて見直しを行うこととします。

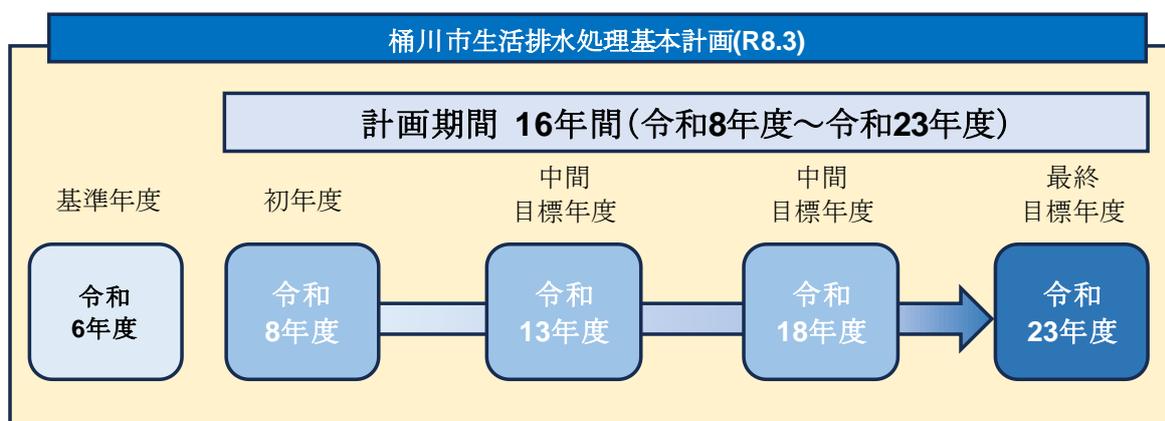


図4-1 計画期間と目標年度

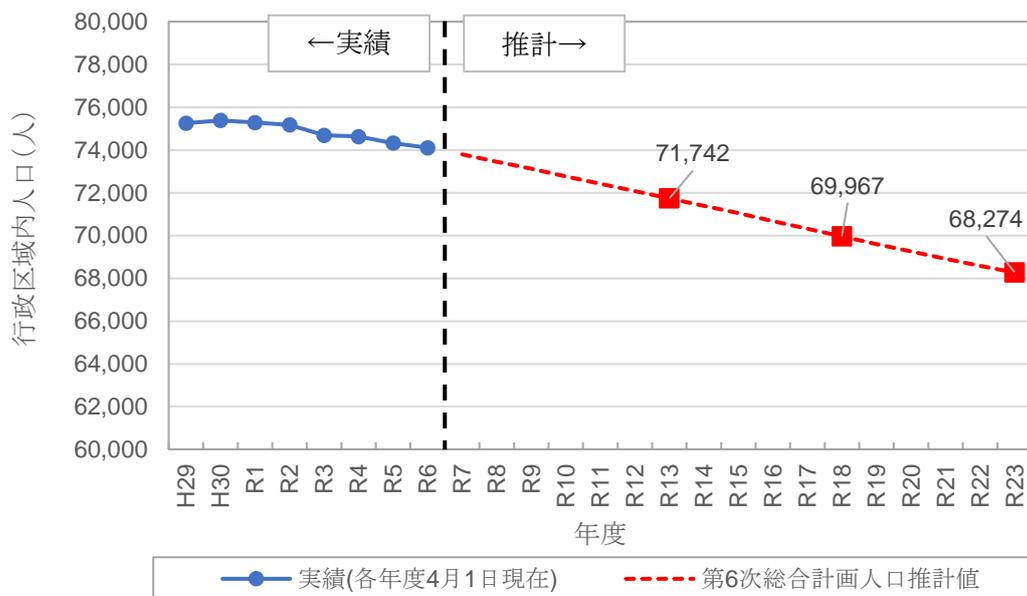
第5章 生活排水処理の推計

5.1 行政区域内人口の推計

本計画の行政区域内人口の将来値は、桶川市第六次総合計画(前期5か年基本計画)における将来人口推計値(シナリオ3:転出抑制+転入促進+出生率2.07)と整合を図ることとし、中間目標年度及び最終目標年度は次のとおり設定しました。

表5-1 行政区域内人口の将来値

区分	基準年度	中間目標年度		最終目標年度
	令和6年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度
行政区域内人口	74,107	71,742	69,967	68,274



出典)桶川市「桶川市第六次総合計画(前期5か年基本計画)」(令和5年3月)

図5-1 行政区域内人口の将来値

5.2 処理形態別人口の推計

処理形態別人口の予測結果を表5-2及び図5-2に示します。

表5-2 処理形態別人口の推計結果

事業	年度	単位	実績値		推計値			
					中間目標年度		最終目標年度	
			令和6年度		令和13年度	令和18年度	令和23年度	
生活排水処理人口	(人)	71,993	97.1%	70,586	69,403	68,274	100.0%	
公共下水道	(人)	61,507	83.0%	60,046	58,911	57,826	84.7%	
合併処理浄化槽	(人)	10,486	14.1%	10,540	10,492	10,448	15.3%	
生活排水未処理人口	(人)	2,114	2.9%	1,156	564	0	0.0%	
単独処理浄化槽	(人)	1,783	2.4%	999	487	0	0.0%	
し尿汲み取り	(人)	331	0.4%	157	77	0	0.0%	
合計(計画処理区域内人口)	(人)	74,107	100.0%	71,742	69,967	68,274	100.0%	
生活排水処理人口普及率	(%)	97.1		98.4	99.2	100.0		

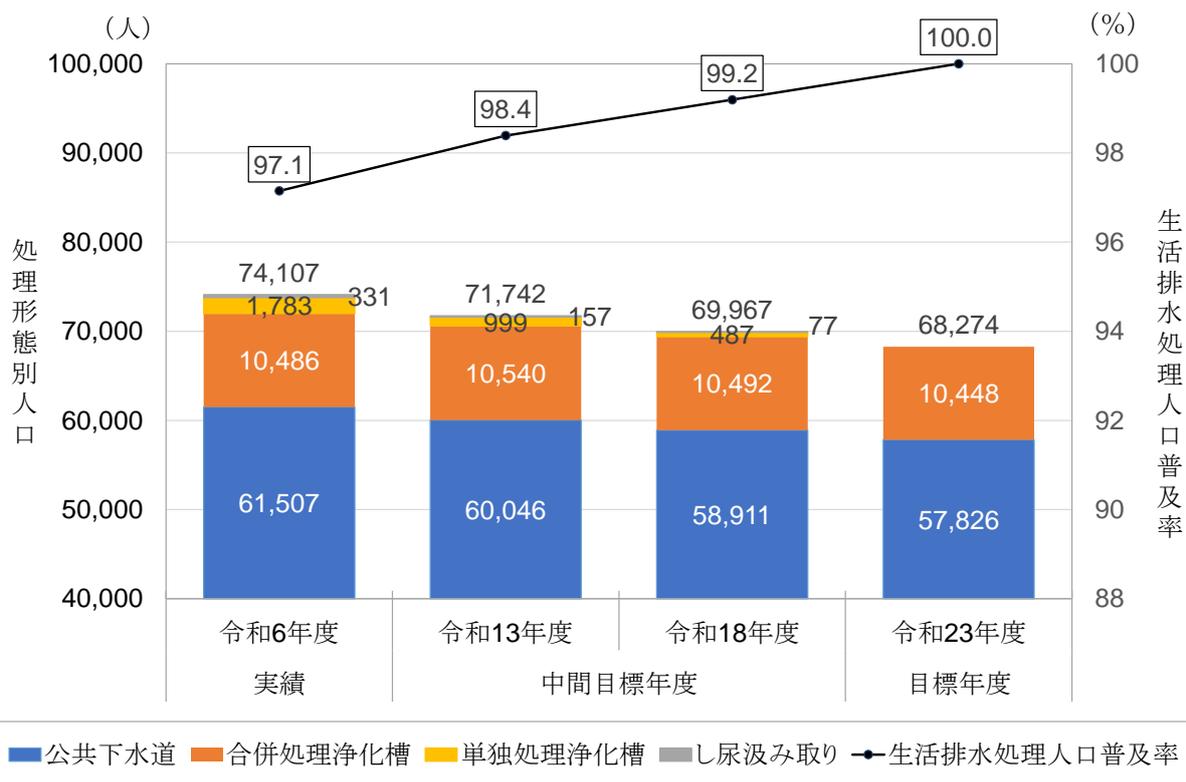


図5-2 処理形態別人口の推計結果

5.3 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

し尿及び浄化槽汚泥量の計画排出量は、処理形態別人口（ここでは、下水道整備区域内のし尿収集人口及び浄化槽人口（合併＋単独）を含みます）に1人1日平均排出量（原単位）の予測値を乗じることで算定します。

なお、1人1日平均排出量は、令和6年度の実績値（し尿原単位：4.25L／人日、浄化槽汚泥原単位：1.14L／人日）を採用しました。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測結果を表5-3に示します。

表5-3 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

区分	年度	単位	実績	中間目標年度		最終目標年度
			令和6年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度
計画処理区域内人口		(人)	74,107	71,742	69,967	68,274
歴日数		(日)	365	366	365	365
し尿収集人口		(人)	371	208	77	0
し尿収集量		(kL/年)	576	324	119	0
し尿原単位		(L/人日)	4.25	4.25	4.25	4.25
浄化槽人口(合併+単独)		(人)	14,303	12,763	11,591	10,448
浄化槽汚泥収集量		(kL/年)	5,934	5,325	4,823	4,347
浄化槽汚泥原単位		(L/人日)	1.14	1.14	1.14	1.14
し尿・浄化槽汚泥収集人口		(人)	14,674	12,971	11,668	10,448
し尿・浄化槽汚泥収集量		(kL/年)	6,510	5,649	4,942	4,347
し尿・浄化槽汚泥原単位		(L/人日)	1.22	1.19	1.16	1.14

注)し尿収集人口と浄化槽人口(合併+単独)に、下水道整備区域内の分を含みます。

第6章 生活排水等の処理主体

生活排水等の処理については、将来も現況と区分が変わらないことから、現状と同様とします。図6-1に処理の流れを、表6-1に処理主体を再掲します

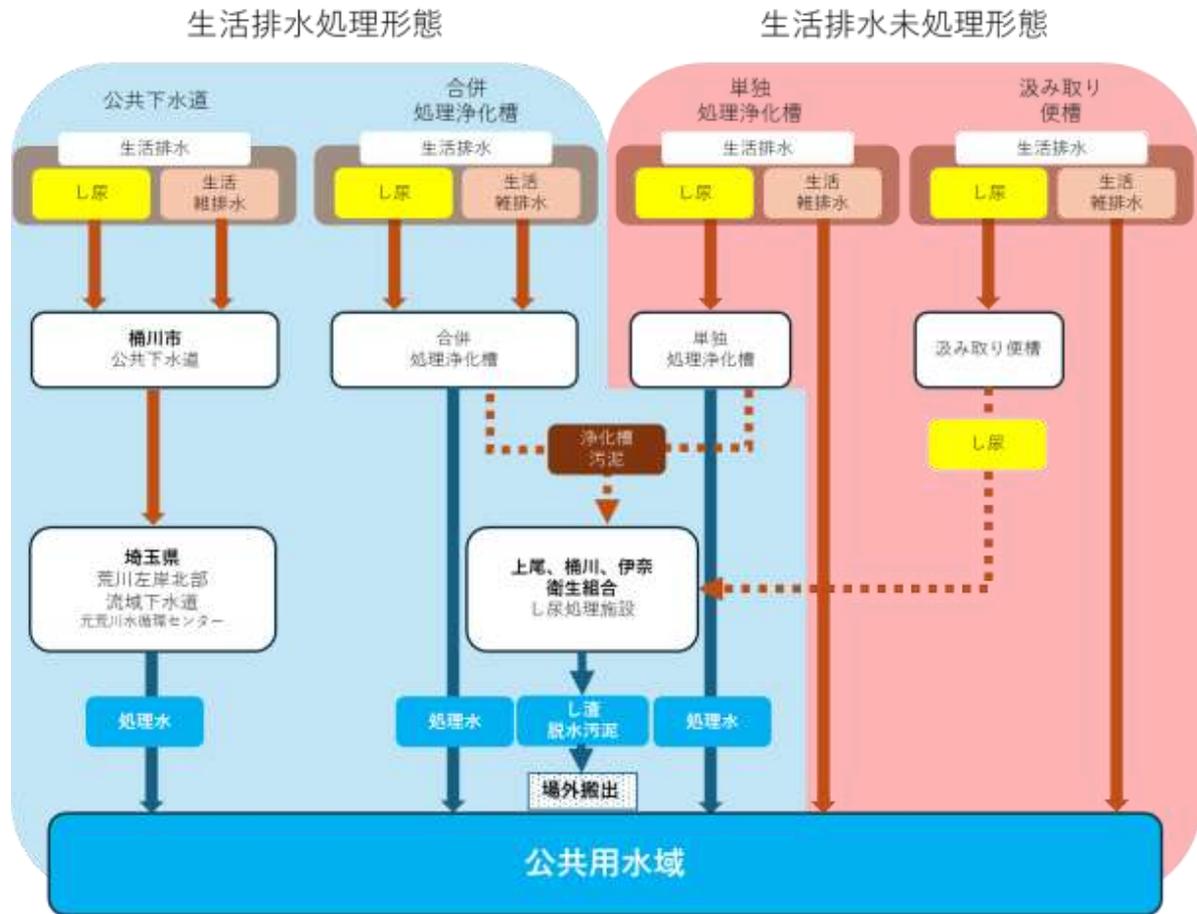


図6-1 処理の流れ

表6-1 処理主体

処理形態	対象となる生活排水等	処理主体	備考
公共下水道	し尿	桶川市・埼玉県	桶川市公共下水道、荒川左岸北部流域下水道 埼玉県元荒川水循環センターにて終末処理
	生活雑排水		
合併処理浄化槽	し尿	個人・事業者等	浄化槽にて処理
	生活雑排水	上尾、桶川、伊奈衛生組合	し尿処理施設にて処理
	浄化槽汚泥		
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業者等	浄化槽にて処理
	生活雑排水	上尾、桶川、伊奈衛生組合	し尿処理施設にて処理
	浄化槽汚泥		
汲み取り便槽	し尿	個人・事業者等	し尿処理施設にて処理
	生活雑排水	個人・事業者等	未処理のまま、公共用水域へ排出

第7章 生活排水処理基本計画

7.1 生活排水処理計画

(1) 生活排水の処理目標

生活排水処理に係る施策の推進により、生活排水処理人口普及率を現状(令和6年度実績)の97.1%から100%に向上させることを目標とします。

目標年度における生活排水処理形態別人口の内訳は、次に示すとおりです。

表7-1 生活排水処理人口普及率の目標

区分		現状 令和6年度	中間目標年度		最終目標年度 令和23年度
			令和13年度	令和18年度	
行政区域内人口	(人)	74,107	71,742	69,967	68,274
生活排水処理人口	(人)	71,993	70,586	69,403	68,274
下水道供用開始公示済区域人口	(人)	61,507	60,046	58,911	57,826
合併処理浄化槽処理人口 ^{注)}	(人)	10,486	10,540	10,492	10,448
生活排水未処理人口	(人)	2,114	1,156	564	0
単独処理浄化槽処理人口 ^{注)}	(人)	1,783	999	487	0
し尿汲み取り人口 ^{注)}	(人)	331	157	77	0
生活排水処理人口普及率	(%)	97.1	98.4	99.2	100.0

注) 下水道供用開始公示済区域以外の区域の人口の合計

(2) 生活排水を処理する区域

本市では、主に市街化区域を対象として公共下水道の整備を推進しており、公共下水道事業計画区域については、令和11(2029)年頃までに整備を完了する予定です。

また、公共下水道事業計画区域外においては、浄化槽(合併処理浄化槽)の設置補助制度に係る周知啓発活動を推進することで、浄化槽(合併処理浄化槽)の設置を促進していきます。

生活排水処理区域(下水道整備区域又は浄化槽(合併処理浄化槽)整備区域)は、図7-1に示した区域とします。

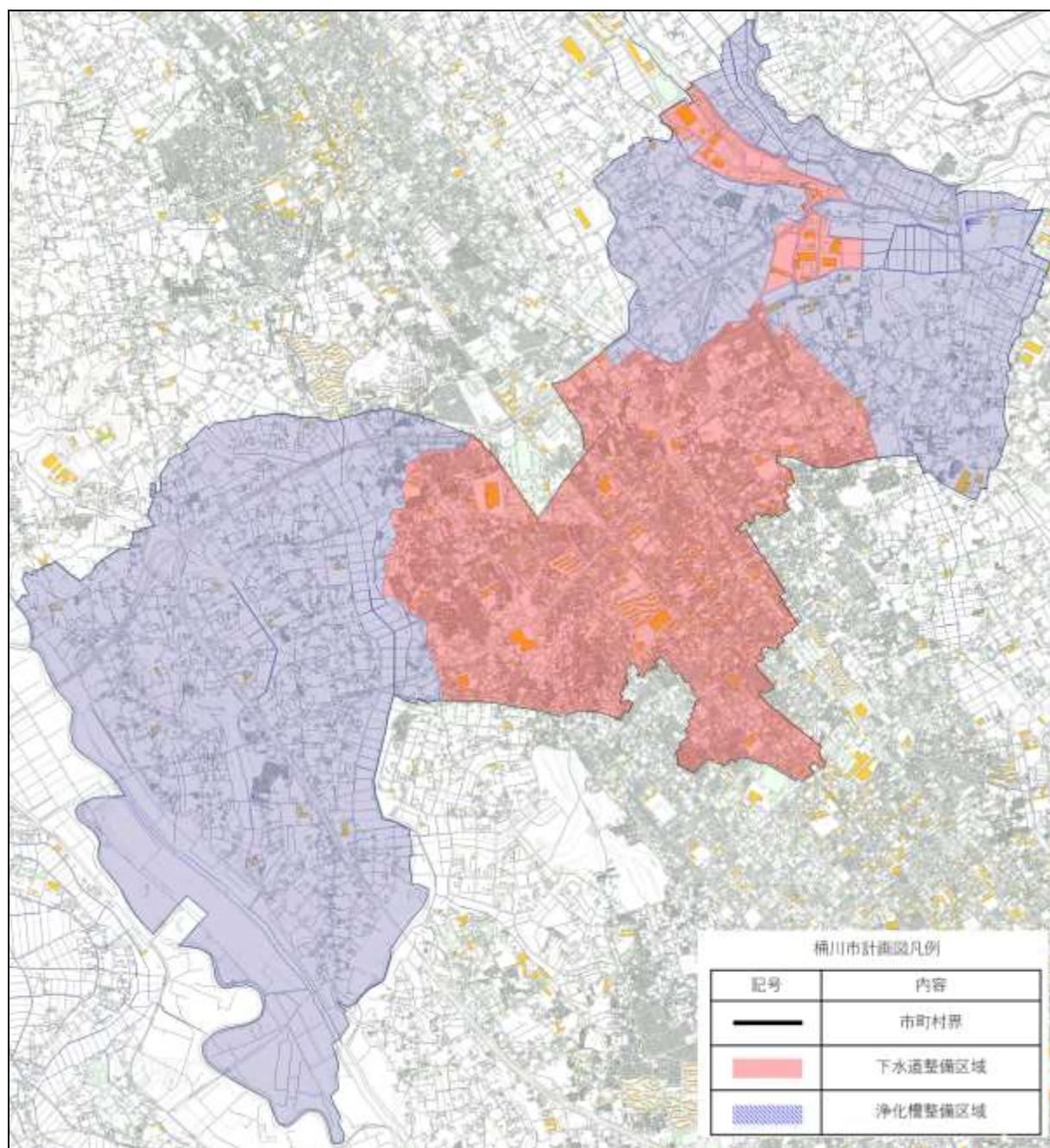


図7-1 生活排水処理区域図(県提出用図面)

(3) 生活排水処理施設整備計画

下水道整備区域に関しては、現在の事業計画区域の整備も令和11(2029)年度までには完了し、全域が供用開始公示済区域となる予定です。

一方、合併処理浄化槽は、浄化槽整備区域における生活排水未処理人口(単独処理浄化槽人口+汲み取り人口)の2,031人(令和6(2024)年度末)を、令和23(2041)年度までになくすよう整備を進める必要があります。

令和6(2024)年度末の生活排水未処理世帯数は、人口を平均世帯人員の2.15人/世帯で除すことで943世帯と想定されます。この943世帯を合併処理浄化槽へと転換することが必要であり、これを令和8(2026)年度から令和23(2041)年度の16年間で整備すると想定すると、年間約59基の整備が必要となります。

7.2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

1) 排出抑制に関する目標

生活雑排水による公共用水域への水質汚濁負荷を低減します。

2) 排出抑制に関する取組

廃油ポット・三角コーナーネット・拭取紙等の排出抑制用品等の住民への普及啓発による周知徹底を図ります。

(2) 再資源化計画

上尾、桶川、伊奈衛生組合し尿処理施設では脱水後、場外搬出しており、汚泥は肥料化・ガス化溶融、し渣は焼却後、溶融固化(スラグメタル回収・ガス化溶融)しています。

(3) 収集運搬計画

1) 収集運搬に関する目標

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、迅速かつ衛生的に収集運搬を行うとともに、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集運搬を行います。

2) 収集区域の範囲

本市の行政区域全域を収集区域の範囲とします。

3) 収集運搬の方法

①収集運搬の実施主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現状どおり委託業者及び許可業者により行うものとします。

②収集運搬車両

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、従来どおりバキューム車によるものとします。

③収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、現状どおり委託業者及び許可業者へ申し込むことにより収集を行うものとします。

(4) 中間処理計画

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、上尾、桶川、伊奈衛生組合し尿

処理施設にて適切に処理できるよう、し尿及び浄化槽汚泥への異物混入等の防止に関する普及啓発を行います。

(5) 最終処分計画

上尾、桶川、伊奈衛生組合し尿処理施設において発生した、汚泥及びし渣は資源化しており、沈砂は埋立処分しています。

7.3 その他

(1) 住民に対する広報・啓発活動

生活雑排水処理の必要性や重要性について、住民に周知徹底するため、以下の事項について、広報紙やホームページ等による啓発活動を行っていきます。

- ①公共下水道への接続促進
- ②公共下水道整備区域外の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽設置家庭に対する合併処理浄化槽への転換促進
- ③台所等の発生源でできる生活雑排水対策
- ④し尿及び浄化槽汚泥への異物混入の防止
- ⑤法令に基づく浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査

(2) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、将来の開発計画等を十分に反映し、これらと整合を図りつつ推進していくものとします。

また、上位計画の「埼玉県生活排水処理施設整備基本構想」の改定や公共下水道計画等が大幅に変更された場合は、本計画を適宜見直すものとします。

第8章 循環型社会形成推進地域計画

合併処理浄化槽の設置に対し、国からの補助金(循環型社会形成推進交付金)を利用することで住民の負担を軽減することができます。これを取得するためには、循環型社会形成推進地域計画を作成し、提出することが必要となります。交付金制度及び地域計画の概要は次のとおりです。

8.1 循環型社会形成推進交付金の概要

循環型社会形成推進交付金の概要は次のとおりです。

●交付金の交付

市町村が、廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画(循環型社会形成推進地域計画)し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付します。

●循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等の特別の地域は除く)とします。計画において3R推進のための目標を設定します(事後に目標達成状況を評価)。

目標設定例:一人一日当たりのごみ排出量、リサイクル率、最終処分量等

●交付対象施設

マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設、浄化槽、最終処分場等

●交付率

交付対象経費の1/3、ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2

出典)循環型社会形成推進交付金制度の概要、環境省、循環型社会形成推進交付金サイト

8.2 循環型社会形成推進地域計画

本計画に合わせ、令和8(2026)～12(2030)年度の5年間、毎年16基、計80基の申請を行った資料を次頁以降に添付します。

桶川市循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和7年11月21日
-----	------------

変更日	
-----	--

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	桶川市					
地域内総人口（人）	74,084					
地域総面積（km ² ）	25.35					
地域の要件	人口					
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名						
地域の要件がその他の場合は具体的に記載						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況						
組合名称 （設立（予定）年月日）						
組合を構成する市町村						
組合設立に関する、今後の見通し						

イ. 計画期間

開始年月日	令和8年4月1日
終了年月日	令和13年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

表2 浄化槽事業等のための整備事業※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

事業番号	1				
事業主体	桶川市				
事業名称	浄化槽設置整備事業				
現有設備の内容					
直近の整備済み基数（基） （令和6年度）	11基				
処理人口（人）	24人				
整備計画					
整備計画基数（基）	80基				
整備計画人口（人）	164人				
事業期間	R8～R12				
国土強靱化計画への記載 （計画の名称）	桶川市国土強靱化地域 計画				
備考					

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別 施設名称等	事業番号	事業主体名称	規模 単位	事業期間		交付金交付期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）						備考	
				開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		令和12年度
浄化槽事業等のための整備事業									50,780		50,780	10,156	10,156	10,156	10,156	10,156	
浄化槽設置整備事業	1	桶川市		R8	R12	R8	R12		50,780		50,780	10,156	10,156	10,156	10,156	10,156	
内訳 浄化槽整備事業（下記事業を除く）			80	基					50,780		50,780	10,156	10,156	10,156	10,156	10,156	
内訳 既設の浄化槽改築事業				基							0						
内訳 浄化槽災害復旧事業				基							0						
内訳 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基							0						
内訳 浄化槽整備効率化事業費											0						
公共浄化槽等整備推進事業											0						
内訳 浄化槽整備事業（下記事業を除く）				基							0						
内訳 既設の浄化槽改築事業				基							0						
内訳 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基							0						
内訳 浄化槽整備効率化事業費											0						
合計									0	50,780	0	50,780	10,156	10,156	10,156	10,156	10,156

生活排水の処理の実績と予測

指標・単位		過去の状況・現状				予測						目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
総人口 (人)		74,691	74,632	74,324	74,107	73,796	73,459	73,121	72,774	72,432	72,084	71,742
公共下水道 (人)	汚水衛生処理人口	61,474	61,770	61,664	61,507	61,359	61,188	61,017	60,835	60,658	60,438	60,224
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	82.3%	82.8%	83.0%	83.0%	83.1%	83.3%	83.4%	83.6%	83.7%	83.8%	83.9%
集落排水施設等 (人)	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽等 (人)	汚水衛生処理人口	10,235	10,163	10,207	10,386	10,328	10,265	10,201	10,136	10,070	10,004	10,033
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.7%	13.6%	13.7%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	13.9%	13.9%	13.9%	14.0%
未処理人口 (人)	汚水衛生未処理人口	2,982	2,699	2,453	2,214	2,109	2,006	1,903	1,803	1,704	1,642	1,485



